

熊本県公報

第12897号
令和2年(2020年)
2月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 人吉救急医療圏の救急病院等に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 八代救急医療圏の救急病院等に関する認定…………… (") 1
- 熊本中央救急医療圏の救急病院等に関する認定…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 3

公 告

- 熊本都市計画地区計画の決定 (益城町決定) …………… (都市計画課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定の更生決定…………… (収用委員会) 5
- 熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催…………… (情報公開・個人情報保護審議会) 6

告 示

熊本県告示第93号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人蘇春堂球磨病院	人吉市上青井町176	令和2年(2020年) 1月31日から 令和5年(2023年) 1月30日まで
医療法人外山胃腸病院	人吉市南泉田町1番地	令和2年(2020年) 1月31日から 令和5年(2023年) 1月30日まで
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町大字多良木4210番地	令和2年(2020年) 4月1日から 令和5年(2023年) 1月30日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター	人吉市老神町35番地	令和2年(2020年) 1月31日から 令和5年(2023年) 3月31日まで

熊本県告示第94号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	八代市竹原町1670番地	令和2年(2020年) 4月23日から

		令和5年(2023年) 4月22日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院	八代市通町10番10号	令和2年(2020年) 4月1日から 令和5年(2023年) 3月31日まで
医療法人社団明佑会峯苦医院	八代市坂本町坂本4139番地1	令和2年(2020年) 1月21日から 令和5年(2023年) 1月20日まで
医療法人明朋会高橋医院	八代市坂本町坂本4228番地17	令和2年(2020年) 4月23日から 令和5年(2023年) 4月22日まで
医療法人社団司会松本医院	八代市鏡町両出1503番地1	令和2年(2020年) 4月23日から 令和5年(2023年) 4月22日まで

熊本県告示第95号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
くまもと森都総合病院	熊本市中央区大江三丁目2番65号	令和2年(2020年) 4月3日から 令和5年(2023年) 4月2日まで
熊本泌尿器科病院	熊本市中央区新町四丁目7番22号	令和2年(2020年) 5月1日から 令和5年(2023年) 4月30日まで
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目1番1号	令和2年(2020年) 4月1日から 令和5年(2023年) 3月31日まで

熊本県告示第96号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町手野字神宮司1927番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字神宮司1927番(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字湯ノ谷2453番1・2454番2・2472番・2474番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字西新所1342番4（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野字宮内746番1、字舞堂960番1、960番2、985番1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舞堂960番1・960番2・985番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第72号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町宮園一ノ迫地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第73号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
園田 公平	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字上天堤2147番13ほか3筆
永田 浩之	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字上天堤2165番1
永田 一成	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字鳶巣650番ほか1筆
福岡 清隆	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字上天堤2156番1ほか2筆
永田 正昭	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字永田1584番1
古閑 俊一	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字丸尾1235番ほか1筆
平田 末秋	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字下天堤1117番1
高野 裕介	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字崩迫1670番ほか1筆
久保田 直樹	球磨郡湯前町	球磨郡湯前町字竹下4779番ほか5筆

2 認可年月日

令和2年（2020年）1月30日

熊本県公告第74号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字櫛山1060番29ほか1筆
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志麓字牛繫1165番15ほか1筆
農事組合法人菊池佐野	菊池市原	菊池市四町分字横枕116番1ほか1筆
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字古閑原50番
堀田 英臣	菊池市七城町林原	菊池市七城町林原字前田812番ほか1筆
続 正治	合志市野々島	合志市野々島字瀬吐617番ほか1筆
丹波 節良	熊本市東区新外	菊池郡菊陽町大字辛川字上乙若2794番1ほか1筆

株式会社まゆみ農園	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字水尻2338番1ほか8筆
人参屋堀川農園合同会社	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字中ノ割2515番
守屋 研一	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字大坪381番1ほか1筆
谷口 博紀	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字宝満520番2ほか2筆
谷口 一也	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字下リ藤2024番1ほか5筆
合同会社タハラファーム	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字大堀463番1ほか1筆
福永 高昭	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字下野2998番9ほか2筆
木崎 俊充	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下黒石5269番ほか3筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口546番32ほか1筆
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字川辺字中高原81番72ほか2筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字高原82番82ほか7筆
西 義春	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡相良村大字川辺字城平4073番ほか11筆

2 認可年月日
令和2年(2020年)1月31日

熊本県公告第75号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字木山字上辻762番
2,534.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区錦ヶ丘18番24号
大和ハウス工業株式会社熊本支店

登 載 依 頼

熊本県収用委員会公告第1号

令和元年(2019年)9月6日付け熊本県収用委員会公告第3号において公告した土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定による裁決手続開始決定について、土地所有者の住所を更正決定したので、次のとおり公告する。
令和2年(2020年)2月7日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

- 1 更正決定の内容
「4 土地所有者の氏名及び住所」のうち、「熊本県熊本市中央区新大江一丁目9番18-403号ライオンズマンション熊高前」を、「熊本県熊本市中央区下通2丁目7番30-401号」に改める。
- 2 理由
土地所有者の住所について、裁決手続開始を決定した日には、既に「熊本県熊本市中央区下通2丁目7番30-401号」に変更されていたため。
- 3 更正決定を行った年月日
令和2年(2020年)1月27日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第3号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。

令和2年(2020年)2月7日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会議長

- 1 開催日時
令和2年(2020年)2月20日(木)
午前9時から正午まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事(予定)
 - (1) 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取
 - (2) クラウド型電子カルテシステムの導入等についての意見聴取
 - (3) 諮問第205号(情報公開)に係る審議
- 4 会議の公開・非公開
議事(1)及び(2)は、公開で行います。
議事(3)は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第14条に基づき、非公開で行います。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続等
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
(電話096-333-2068)